第 18 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１　日　時　　平成29年３月22日（水）午前10時～11時15分

２　会　場　　新潟県自治会館201会議室（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者　　にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、12人出席

４　内　容

・開会

・議題　　にいがた食の安全・安心基本計画の改定について

○　開会

○　福祉保健部長挨拶

○　審議会成立報告

○　議長選出

○　議事

【城会長】

それでは、議事に入ります。

議題「にいがた食の安全・安心基本計画の改定案について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料１－１、資料１－２、資料２、資料３説明

【城会長】

前回審議会及びパブリックコメント等の実施結果を受けた改定原案の修正と意見等を反映した改定案について諮問がありました。

この件について、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いします。

【佐藤委員】
今回のように、基本計画の策定時及び第一次計画改定時にも、過去２回県民の方々へ向けてパブリックコメントを実施していると思いますが、そのときの一般県民からの意見はいかがでしたか。

【城会長】
事務局から回答をお願いします。

【事務局】
第一次計画改定の際に実施したパブリックコメントでは、全部で 13 件の意見がありました。この 13 件の意見の中には、食品関連団体の方、審議会委員も含まれていますが、一般県民の方は１件の意見がありました。
なお、基本計画策定時に実施したパブリックコメントについては、資料が手元になく、提出された意見の件数は分からない状況です。

【生活衛生課　阿部課長】
今ほどの件ですが、県民の皆様からなるべく多くの意見をいただくため、関係団体への配布に止まらず、報道機関にも資料を提供してニュースや新聞等で広報をお願いしましたが、残念ながら掲載していただけませんでした。
ホームページ等には掲載しましたが、なかなか県民の目に留まらず、県民の方からは意見提出がなかったものと認識しています。

【城会長】
他に何かありますか。

【渡部委員】
佐藤委員と同じ意見で、県民の意見がなかったことが、非常に残念な思いです。せっかくこの審議会を何回か開催し、これだけの人数が関係しているので、ぜひ、消費者である県民に知ってもらいたい思いがあります。
平成 26 年の計画改定時に、県民の意見としては１件とお聞きしましたが、計画案への意見募集については、とても努力していらっしゃると思いますが、今後も改定があるときは、もっと広く意見を聞く方法がないかなと思います。皆さんいかがでしょうか。

【城会長】
広く意見を伺う手段はないでしょうかという御意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

【佐藤委員】

計画改定案を読みまして、筋は非常にきれいだと思いますので、事務局の御努力に感謝申し上げます。情報発信の基本的な部分は、非常にきれいに明記され、施策９として章立てされています。情報発信は、まず県民の方から知っていただく意味では非常に重要です。一方で、県民の方は受け取った情報に対して意見があると思いますが、その意見を吸収しなければならないことが重要だと思います。

計画改定案の中で、県民の意見を聞く部分はどこかと見ていくと、30 ページの５番に相談窓口の周知がありまして、「県民が、必要に応じて食品の安全性に関する相談ができるよう、保健所等の相談窓口の周知を図ります。」と記載されていますので、ここに収束されると思います。

基本計画が改定された際には、１人でも多くの県民から改定された計画を見ていただくために、概要版も作られています。ですが、基本計画が改定されたと県民から思われるだけではもったいないわけです。

消費者の側から考えると、日ごろの食生活等で食の安全に関していろいろな疑問など、例えば、テレビを見ると、サプリメントの宣伝が非常に多く見られますが、これだけ多くのサプリメントが販売されているのに、成分は大丈夫なのか素朴な疑問を感じることがあります。あるいは、飲食店の不衛生な場面を目撃したことに対して、しかるべき機関に通報するしかないと思う消費者の方もいると思います。

食の安全に関して気軽に問い合わせができる窓口や、保健所に通報しなければならないと感じる事例を見た場合に、県生活衛生課の問い合わせ先が記載されていますが、県生活衛生課に、先ほど私がお話したような内容を通報したとき、お答えしていただくことは難しいと思います。そこで、このパンフレットに保健所や食の安全に関する窓口の問い合わせ先を載せてはいかがでしょうか。県民の方にとって、問い合わせ先が分かり、かつ気軽に問い合わせ可能な記載があれば、会長からお話があった広く意見を伺う方法、また意見が出やすくなるのではと思い、意見させていただきました。

【城会長】

今の意見に対して、何かコメントありましたらお願いします。

【事務局】

確かに、食品に対して苦情等があるとき、どこに相談したら良いか、わかりますかという質問を県民アンケート調査で行うと、わからないと回答した方が多いという結果が出ています。

ただし、苦情などを相談しようと思った方、苦情を相談した経験がある方が、ほぼいないことが前提で、相談先がわからないという現状があります。

最近は食の安全に対する関心が非常に高いため、いろいろな質問を保健所で受けますし、県庁にも一般県民の方から直接連絡が来ることがあります。概要版の最後にあるように、

食の安全インフォメーションの中にもメールアドレスがありまして、様々な質問をメールで受けて、その質問に対してこちらで回答している状況があります。

県のホームページ食の安全インフォメーションは、全国的に見ても閲覧数が非常に多い状況です。今回、計画案に対して御意見はいただけませんでしたが、実際には、関心を持っている方については、ホームページを見ていただいているのだろうと思っています。

【城会長】

当事者にならないと、なかなか積極的に調べに行かないと思います。そのため、調べたときに分かる体制があればよいのではないでしょうか。

スーパーマーケット等に掲示されている「にいがた食の安全インフォメーション」は、県民の皆さんに探していただければ、そこにいろいろ書いてあります。掲示板を見ていただきながら、ここで相談できると確認してもらうことが非常に大事だと思います。

この件について、委員の先生方から他にありませんか。

【水島委員】

今のお話にあったとおり、当社でも各店舗で「にいがた食の安全インフォメーション」を掲示していますが、定期的に配信いただいている情報を貼り替えることでしか、協力できていなかった。お客様に向けた食の安全・安心に対する PR が、そこだけで終わってしまっていたと少し反省しております。

消費者は、食の安全・安心に対する関心が非常に高いと感じておりますが、先ほどお伺いしたところでは、県庁や保健所へ食の安全・安心に関することを直接問い合わせ、相談される消費者の方は少ないとのことでした。おそらく、販売店や飲食店などに直接、相談、質問、要望、問い合わせを行っているケースが非常に多いと思います。

私どもでも、一般消費者の皆様から受信するメールアドレスがあり、他にもフリーダイヤルや店頭で直接店長にお話しするなど、日々何十件も、御意見を頂戴することがあります。ただ、この情報は社内に止まっており、当社としては例えば、他の食品関連事業者の方々、県民の方々、保健所や県の方々と情報の連携を実施していませんでした。相互理解の推進が改定案に記載されていますが、そういった中での情報のやりとりを、今後強化していくことがあってもよいのではないかと感じております。

【城会長】

関連することで、何か他に御意見ありますか。

【新井委員】

概要版についてですが、意見を反映されて、とてもきれいな形になったと感じました。消費者、食品関連事業者、新潟県の相互に理解して協力することが大切であると表紙に書いてあるとおり、ただの理想ではなく、それぞれの立場の人が、自分の役割を概要版で読

み解く働きかけが必要だと感じました。
HACCP（ハサップ）や GAP（ギャップ）の取組を普及推進すると書かれていますが、やってみよう、取り組もうという体制作りやバックアップも必要だと感じました。
３ページの「見える安全」について、県の主な取組に「飲食店等に対する監視指導」とありますが、監視という言葉が気になります。消費者、食品関連事業者、新潟県がそれぞれ相互に理解し協力する観点で、良い言葉が見つかりませんが、監視でなく点検という言葉で、上から目線でなく対等で事業者の方も良い方向へ進める関係性が作れたらよいと感じました。
先ほど、基本計画を広く広報するためにとのお話が出ましたが、例えば私どもでも一般の組合員さんたちと様々な勉強をする中で、食の安全・安心はとても関心が高く、一般の組合員向けに情報提供いただいて、勉強会等で広くお知らせできればと感じています。消費者とつながっている団体は、他にもたくさんあると思うので、広報において大いに活用し県民の皆さんへ情報をお伝えするといいのではと感じています。感想等を述べさせていただきました。

【城会長】
施策４の監視指導について、保健所の監視員が指導しているので、行政的には監視という言葉になりますが、一般の県民からすると何となく上から目線と感じる視点もあります。
今後、基本計画を広くお知らせしていくときに、違う表現もお考えいただいてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】
以前から、監視という言葉は表現がきついのではという議論がありまして、受ける側からすると監視や監査と言われると、非常に上から目線である印象がありますが、消費者の中には監視員が持っている強い権限で実行してくださいと言う方もおられ、言葉の表現には難しい部分があります。
施策４の監視指導について、今回、重点取組としている HACCP は自主衛生管理で、営業者自らが行う管理です。これを推進することによって、保健所等による監視をしなくても、営業者自ら管理できるようになります。当然、食品衛生上危険な行為を行っているような場合は、監視することは必要です。自主衛生管理については、特に食品衛生協会さんと関連が深くなりますが、自主衛生管理を強化していくことによって、まんべんなく監視せずとも、自主衛生管理がしっかりできている施設に関しては、監視ではない別の方法もあるのではと考えています。

【渡邊委員】
どんなにいい基本計画を作っても一般県民へ伝わらなければ効果がないことから、周知徹底について佐藤委員と渡部委員から御質問があったと思います。この概要版が配布され

るルート、対象者、手元に届く部数について、過去の改定時の配布実績と併せて現段階の広報の方法をお聞かせ願います。

私の経験上、関連する機関では現行の概要版を目にしましたが、専門的な機関でも、意外なところに届いていないことがありましたので、分かる範囲でお聞かせ願います。

【城会長】

御回答よろしくお願いします。

【事務局】

配布部数までは不明ですが、平成 26 年３月に改定した現計画の概要版の配布について、各保健所が事業者への巡回点検時に配布し、食品関連事業者へ伝えました。消費者向けには、県の情報発信を行う県民サービスセンター等で設置したほか、各保健所で実施している意見交換会で配布しました。

消費者関連団体に向けた周知は、新潟県消費者協会、新潟県生活協同組合連合会、新潟県食生活改善推進委員協議会へ配布を依頼したほか、食品表示ウォッチャー研修会において食品表示ウォッチャーへ配布しました。

【渡邊委員】

私もどのようにすれば一般県民に届くのかの答えを持ち合わせていませんが、配布先が前回改定時と同じではなく、情報が前回改定時よりも届くように見直しをしていただきたいと感じましたで、一言発言させていただきました。

【高内委員】

先ほどから一般県民へ、基本計画についてどのように浸透させるか、皆様から盛んに御意見が出ていますが、私も同感です。

例えとしては良くないかもしれませんが、DV や性被害等であれば、利用があるかないかは別としても、県警の相談窓口が開かれており、このテーマに関してはこの窓口ということが明確に定まっています。

ところが食は、農林水産部も関われば、教育も関わることがあり、非常に横断的だと思います。そのため、皆様が努力しても浸透させにくい部分があると思います。例えば、県民からの意見を吸い上げたいときに、概要版にホームページの紹介ありますが、普段から頻繁にインターネットを利用になっている方に限られます。私ども新聞社で仕事をしていても同じですが、何か相談したいときに一番頼りになるのが、やはり電話のようです。電話だと生の声が来ます。正直言いまして、重箱の隅をつつくような意見から、非常に貴重な御提言、間違いの御指摘など、様々な意見が電話から吸い上げられます。

食の安全・安心についても、問い合わせがなければ構わないと思いますが、食に関する意見、相談、質問、問い合わせ全般に対して、県では常に何曜日の何時から何時まで受付

と明示できれば、ご利用があるのではないでしょうか。相談窓口が、「食」というキーワードだけで見つかれば、助かる人、良かったと思う人がいるのではないかと思います。

消費生活センターなどもありますが、そこは電化製品の安全性や訪問販売等、様々な案件を取り扱うので、その場で即答することはできないかもしれません。食に関しての専用相談窓口を設けていただければ、すぐに回答を得られてよかったとなるかもしれません。

先日、新潟市の中央図書館で調べたい本があり、図書館へ問い合わせたところ、職員の方が本の内容まで調べてくださり、図書館へ行く手間が省けました。このように、行政でもきめ細やかな対応ができるといいなと思います。そのために必要なものがあると思いますが、食に関する相談窓口を開設していただけませんか。

【城会長】

食に関しての全般的な相談窓口について、様々な角度で御指摘があり、相談の受け入れ体制を整えていただきたいというお話でしたが、今、議論すべきは、基本計画を県民へどのように届けるのかです。

先ほど電話という意見がありましたが、概要版の裏には電話番号が書いてありますが、いつ電話できるのかが抜けていると思います。一般的に、問い合わせは「月曜日から金曜日の何時から何時まで電話を受け付けています」というのが書かれていると思いますので、若干上にスペースがありますから、時間や曜日を記入いただくといいと思います。

【市川委員】

行政として精一杯頑張ってこの程度であると思います。

審議会の場で毎回申し上げておりますが、私ども食品衛生協会がやっております「食の安心・安全五つ星事業」が、新潟発祥で全国展開しています。全国が新潟を手本にして、食品関連事業者が模索している最中です。

それと同時に HACCP による衛生管理を行っていない営業者には、許可を出せませんという方針を厚生労働省が打ち出しています。HACCP を取り入れた衛生管理を行うことは非常に難しいですが、HACCP による衛生管理に近い形の「食の安心・安全五つ星事業」は、零細の事業者でも取り組む事ができるのではないかと思います。厚生労働省では、HACCP による衛生管理を義務化する食品衛生法の改正法案を、平成 30 年に成立させると聞いていますが、新潟は、私ども食品関連事業者が率先して、消費者の安全・安心を「見える化」する事業を考え出して始めています。これが全国展開されていることは、新潟県の消費者の皆さんは、かなり安心して御利用いただけるのではないかと思います。

食の安全・安心について、審議会である程度の形を示す必要があると思いますが、消費者も、我々営業者も、自らがいろんな方向と協議していくような時代になりつつあり、行政に頼ってばかりいられないことを認識する機会になればいいと感じております。

【城会長】
他に何か御意見等あればよろしくお願いします。

【高内委員】
資料２の５ページ、取組指標の 11「食品表示ウォッチャーによる調査店舗数」で、ここの数値は、現状が 1,306 店舗で、32 年度が 1,200 店舗となっています。他の数値は、上げているか、すでに目標をクリアできているものは継続となっています。ここだけ数字が下がっていることについて、じっくり御覧になる方には「なぜ」という疑問が生じると思います。この数値について、御説明をお願いします。

【食品・流通課　平松課長】
「食品表示ウォッチャーによる調査店舗数」について、委員から御意見をいただき、1,200 店舗を維持したいことをしっかり示さなければならないと思いました。改定案には米印で書かせてもらいましたが、県内で約 6,000 店舗の小売店があります。そのうちの５店舗に１店舗は調査する規模を、今後も維持していく目標です。
食品表示ウォッチャー制度について、少しお話させていただくと、消費者の方々に店舗を回っていただいて、食品表示で不適切と思われるものがあれば、地域振興局や県庁へ連絡いただきます。そうすると、私ども専門家が店舗へ行って、食品表示をチェックするという補完的な役割があります。実際、食品表示ウォッチャーの方から、不適切と思われる食品表示の報告があり、店舗へ見に行くと、本当に不適切なものは１％に満たないという結果です。食品表示ウォッチャーによる点検、その後ろには食品表示の専門家がおり、５店舗に１店舗を点検する規模を維持したいという意味での 1,200 店舗という目標でございます。
この目標を 100 店舗上げれば、確かに数字は上がりますが、やはり規模としては５年に１回は全県の小売店を回る目標にしたいと思います。

【高内委員】
お伺いしたいのは、27 年度もこの 5,999 店舗に対する 1,306 店舗ということですか。

【食品・流通課　平松課長】
実績として 1,306 店舗に近くなります。

【高内委員】
そうなると、元の対象となる店舗数は減少していませんが、目標は５店舗に１店舗の規模を維持していくことで、実績よりも目標を下げても支障がないデータがあるから下げますということですね。つまり、実際に店舗のチェックに回っても、不適となるものが少ないデータがあるため、約 6,000 店舗に対して 1,200 店舗、５分の１の規模で問題ないから、

実績よりも目標を下げているということですね。

【食品・流通課　平松課長】
細かいところですが、食品表示ウォッチャーを現在 110 人の消費者に委嘱しています。その 110 人の方が月１回ずつ報告いただいて、12 月分を合計すると、全て報告が来たと仮定した場合 1,200 店舗を超えます。しかし、食品表示ウォッチャーの方には、報告は強制ではありませんので来ないこともあり、また、年度途中に健康上の理由等で回れなくなる方もいらっしゃいます。お願いした店舗数を全て回っていただくと、約 1,300 店舗になりますが、年度によっては 1,200 店舗に限りなく近い数字になることもありますので、最低 1,200 店舗は維持していく目標で、食品表示ウォッチャーを委嘱している状況です。

【高内委員】
もったいないような気がします。私たちは今の説明を伺ったので、状況を把握できましたが、ここだけ実績よりも目標が下がっていて、素朴に同じことを継続する、維持することであれば、数字の部分だけ見たときに、実績より目標が低いマイナスイメージで捉える人もいると思うので、何かしら県からの補足説明が、この数字に関してあった方がいいと思いました。県の皆さんが努力して、同じ水準を維持することが伝わりにくい数字と思いました。

【食品・流通課　平松課長】
委員のおっしゃるとおり、数字だけで見ていただきますから、手を抜いていると思われる可能性がありますので、わかりやすく考え方を書きたいと思います。

【城会長】
例えば、1,200 店舗「以上」という表記など、最低この数はクリアするという表記に変えてみてはいかがでしょうか。

【渡部委員】
この食品表示ウォッチャーですが、来年度も 110 人に対して委嘱する予定ですか。以前伺った時は 60 人と聞いた気がします。

【食品・流通課　平松課長】
委員のおっしゃるとおり、これまで 110 人へ委嘱していましたが、29 年度から人数を 60 人に減らして、回っていただく回数を増やし、1,200 店舗を維持します。食品表示ウォッチャーには研修会がありますが、内部の検討の結果、やはり深く理解していただくには、人数を絞って、県への報告を月１回から月２回に増やしたほうが、より効率的で不適切な食品表示を見つける可能性が高まることが期待されるため、委嘱する人数を絞って報告回数

を増やしたというのが 29 年度からの状況です。

【渡部委員】
　食品表示ウォッチャーの質を上げるため人数を絞ったのですね。

【城会長】
　他に何かありますか。

【渡邊委員】
　改定案の 30 ページのところで、審議会委員から県民意見交換会の名称はわかりにくいのではとの意見があり、食の安全を主としたイベントの参加者数と改めたとの説明が資料２でありました。
　同様に、概要版の６ページの文言の件ですが、消費者に期待される役割の部分３つ目に、意見交換会の言葉が残っています。この文言が残ると、意見交換会とは何かと思うので、この部分も「食に関するイベントや交流会」と改めた方がよいと思うので、発言させていただきました。

【事務局】
　おっしゃるとおり、「イベント」とした方がよいと思いますので、修正させていただきたいと思います。

【城会長】
　細かいところでも構いませんが、他に何かお気づきの点などありましたら、御発言をお願いします。

【田村委員】
　取組指標ではありませんが、店頭掲示板の情報更新回数や、ホームページの年間閲覧数について取組指標を設定していますが、掲示板やホームページを見る一般の方が、どのような情報を求めているのか、また、消費者が食の安全・安心に関心がある内容について、どのように把握されるのか教えていただきたいと思います。

【城会長】
　情報を提供する中身ですが、どのように選別されているのか、御説明をよろしくお願いします。

【事務局】
　食の安全・安心について、県民がどのようなことに関心を持っているかを県民アンケー

ト調査で、概ね２年に１回実施しています。東日本大震災が発生した後の数年間は、放射性物質の検査に対する関心が非常に高かったのですが、他に関心が高い項目は、食中毒の種類や予防法、食品添加物に関すること、食品表示のルールや見方などについて関心が高まっています。このような内容をダーゲットにした店頭掲示板やホームページでの情報発信を行っています。

また、店頭掲示板については、今まで計画的に情報発信を行っていなかったのですが、来年度以降は、年間計画を立てて、時期に合った情報の発信と、食の安全・安心に関して話題性のあるものが出た場合、それを取り入れながら、今後進めていきたいと考えています。

【城会長】

他に何かあればよろしくお願いします。

ほぼ意見が出たようですので、基本計画の改定案の諮問を本審議会で受け、意見をとりまとめて県へ答申を出すこととなります。

答申内容のまとめ方を決める必要がありますが、参考として現行計画を策定した際に、どのような方法でまとめたのか、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

現行計画策定時の答申のまとめ方ですが、現行計画の諮問を行った第 13 回審議会における委員の方々からの発言を踏まえ、当時の村山会長が事務局と相談し、答申案をまとめました。

【城会長】

今ほど事務局から前回の答申のとりまとめ方を聞きましたが、今回の答申のとりまとめ方について、皆様に相談させていただきたいと思います。

私としては、前回改定時と同様に、会長一任していただく形で、本日皆様からいただいた御意見を参考に答申をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【城会長】

それでは、事務局と相談しながら作業を進めさせていただきます。皆様には、答申をまとめ次第送付させていただき、本日欠席された委員にも通知したいと思います。

本日予定していた議題は以上ですが、議題も含め、そのほか皆様から御意見等何かありますでしょうか。

事務局からは何かありますか。

【事務局】
答申を受け次第、来週早々に計画を改定したいと思います。

【城会長】
それではこれで、議長の任を終了させていただきたいと思います。
長時間に渡り議事進行に御協力いただきありがとうございました。

○　閉会